

啜健高第 1002 号

令和 6年 6月10日

指定居宅介護支援事業所

指定介護予防支援事業所(地域包括支援センター)のみなさまへ

四條啜市健康福祉部 高齢福祉課長

要介護等認定申請に係る申請日の取扱いについて(通知)

標記の件につきまして、運営基準に規定された「要介護(要支援)認定の申請に係る援助」に関連する申請日の取扱いを令和6年度より下記のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、申請日は介護サービスの利用開始日に直結するものであり、被保険者への影響が大きいことから、令和6年度は経過措置期間を設けることとします。

記

1 【変更前】旧くすのき広域連合における申請日の取扱い

申請しようとする日が閉庁日である等、申請者に起因しない理由で希望する日に申請できない場合は、申請日を遡る運用としていました。

(例:7月1日に申請したいが1日が日曜であるような場合は、7月2日申請分を1日申請分として遡って受付けていました。)

2 【変更後】四條啜市における申請日の取扱い

令和6年度から、原則、申請日を遡る申請は受けられません。

ただし、申請書の事前預かりを行うこととし、申請しようとする日の3営業日前から提出を受付けます。

(例:7月1日に申請したいが1日が日曜であるような場合は、申請しようとする日の3営業日前から申請書の事前預かりが可能です。)

3 令和6年度経過措置(区変の申請日を遡る申請に対する運用)

申請者(申請代行者)が本市の取扱いを認識していなかった場合は、旧くすのき広域連合での取扱いを踏襲し申請日を遡る申請を認めます。

ただし、令和6年度に限る運用とし、当該申請の遡りを認められた場合は、所属する事業所、施設内において他の従業員へ「四條啜市における申請日の取扱い」について共有いただき次回から本市の取扱いに沿った申請をお願いします。